

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険被保険者資格・保険料納付等管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越谷市は、介護保険被保険者資格・保険料納付等管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険被保険者資格・保険料納付等管理事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

越谷市長

公表日

令和8年3月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険被保険者資格・保険料納付等管理事務
②事務の概要	介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 65歳以上の者または40歳以上65歳未満で介護保険資格取得申請を行った者の介護保険資格取得・喪失に係る事務及び65歳以上の介護保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 また、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。
③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、個人住民税システム、国保連システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険システム(保険料管理)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表 100の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める命令(平成26年9月10日 内閣府令第5号/総務省令第5号)第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 【情報提供の根拠】 第2条で定める事務の第三欄(情報提供者)が「市長村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161) 【情報照会の根拠】 第2条で定める事務の第一欄(情報照会者)が「市長村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「保険料の徴収」が含まれる項(132)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	地域共生部介護保険課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	越谷市総務部総務課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9136
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	越谷市地域共生部介護保険課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9169
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	処理者以外の職員により、人為的ミスが発生する前にチェックを行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="radio"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	竹内 次男	加藤 和美	事後	人事異動に伴う所属長の変更
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	越谷市総務部文書法規課情報公開センター 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9136	越谷市総務部総務課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9136	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成29年6月29日	特定個人情報保護評価書の見直し	変更なし	変更なし	事後	評価書の見直しを実施した
平成30年6月5日	特定個人情報保護評価書の見直し	変更なし	変更なし	事後	評価書の見直しを実施した
令和1年6月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	加藤 和美	課長	事後	様式の見直しによる記載事項の変更
令和1年6月20日	IVリスク対策	なし	1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. 特定個人情報の入手 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去 8. 監査 9. 従業者に対する教育・啓発	事後	様式の見直しによる記載事項の追加
令和2年3月18日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 上記2項目の「いつ時点の計数か」欄	平成28年3月1日時点	令和2年2月1日時点	事後	評価の再実施による変更
令和3年11月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第十九条第七項	第十九条第八号	事後	番号法の改正に伴う修正
令和3年11月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署名	福祉部介護保険課	地域共生部介護保険課	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
令和3年11月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	越谷市福祉部介護保険課	越谷市地域共生部介護保険課	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
令和8年3月30日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、個人住民税システム、国保連システム	事後	評価書の見直し
令和8年3月30日	I 関連情報 2 特定個人情報ファイル名	介護保険被保険者資格管理ファイル・介護保険納付管理ファイル	介護保険システム(保険料管理)	事後	評価書の見直し
令和8年3月30日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一 第68項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表 100の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める命令(平成26年9月10日 内閣府令第5号/総務省令第5号)第50条	事後	法令改正
令和8年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号 別表第二 第93・94項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令【情報提供の根拠】第2条で定める事務の第三欄(情報提供者)が「市長村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161)【情報照会の根拠】第2条で定める事務の第一欄(情報照会者)が「市長村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「保険料の徴収」が含まれる項(132)	事後	法令改正
令和8年3月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	計数時点の見直しによる修正
令和8年3月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	計数時点の見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月30日	IVリスク対策 B. 人手を介在させる作業	—	(リスク対策は)十分である (判断根拠)処理者以外の職員により、人為的ミスが発生する前にチェックを行っている。	事後	様式変更に伴う記載事項の追加
令和8年3月30日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	○重点項目評価を実施する	事後	様式変更に伴う記載事項の追加